

件名	日本民族の伝統の継承に関する陳情			
提出者 住所氏名	大田区南馬込 D 外2人			
受理年月日	平成24年6月8日	受理番号	第4号	
<p>要旨</p> <p>皇室活動を安定的に維持する方策として検討されている、いわゆる「女性宮家」創設については、結論を急ぐことなく慎重に審議するよう、国会及び政府に対し、意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>政府は、これまでも何度か話が出てきた「女性宮家」の創設を再度検討し、今回は結論を急ごうとしています。皇室活動の安定的維持を図るための制度の検討は、皇室の伝統を踏まえ慎重に議論すべきである、との意見を政府に対して伝える必要があると考えます。</p> <p>政府の進める「女性宮家」の創設とは、女性皇族が民間人と結婚しても皇室から離れなくて済むよう、皇室典範を改正することです。この制度では、女性皇族の婚姻の相手が一般の民間人男性となることが想定されていますが、一般の民間人男性が皇族となったことは、歴史上いまだかつて一度もありません。さらに、その一般の民間人男性との間に生まれた子どもに皇位継承権を与えることになれば、女系天皇への道を開き、2千年以上続いてきた万世一系の伝統とは異なるものになります。このような重大な問題について性急な結論を出すことは、厳に慎むべきです。</p> <p>天皇は2千年以上、125代にわたり、一貫して男系によって継承されてきました。万世一系の天皇の存在は、我が国の安寧と発展の原動力となってきました。すでに幾多の世論調査が示すとおり、現在でも国民の大多数は皇室の永遠の繁栄を願っています。また、国外からは万世一系の天皇の正統性を高く評価されるとともに、世界唯一の皇帝として一目置かれ、王や大統領とは別格の存在とみなされています。</p> <p>皇族方が果たされている公務を将来まで安定的に維持・分担していくための方法については、「女性宮家」の検討に加えて、現在の女性皇族の方々が結婚して皇室を離脱した後でも、皇族に準ずる立場から公務を担うことができる方法も考慮すべきと考えます。</p> <p>また、現在の皇室に若い世代の男子皇族が少ないということからすれば、皇統の血筋を受け継ぐ元皇族の男系男子の子孫の方に、皇族の身分を取得していただく方法も検討する必要があると考えます。様々な選択肢を国民全体で議論していく環境を作っていくことこそ、政府の取るべき道であると思います。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				